

基幹系システム用メールシーラ貸借仕様書

本仕様書中の甲は吹田市、乙は貸借業者、丙は保守業者を指す。

1. 機器導入及び運用開始

本機器の導入については、3月に本番の運用を開始する予定である。可能な限り、3月上旬までに設置完了すること。

2. 貸借物件は以下のとおりとする。

メールシーラ機器一式(1台)

※導入設置作業及び保守(5年間)を含むこと。

3. 機器の設置場所は以下のとおりとする。

〒564-8550 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 低層棟2階 印刷室

4. 機器の必須条件

機器に関する必須条件を以下に示す。

- (1) 用紙サイズは天地 210～420mm×幅 210～297mmまで対応し、以下の処理が可能であること。
- (2) 用紙厚みは上質 NIP70～135 kg (感圧用紙)まで対応していること。
- (3) 処理速度 6,000 通/時以上(A4 サイズ Z 折りハガキ)であること。
- (4) 給紙容量 2,000 枚以上(70 kg 三つ折り封書)、排紙容量 200 枚以上(70 kg 三つ折り封書)
- (5) であること。
- (6) 折り位置設定はプリセット登録を呼び出すことで自動設定されること。
- (7) プリセット登録は 100 種類以上登録でき、登録にはジョブ名・用紙サイズ・折り方・折り位置・ギャップ値の登録が可能であること。
- (8) 重送検知機能を有し、自動で用紙厚みを検出すること。
- (9) カウンタは加算・減算のどちらも対応していること。また、インターバルタイマーにより
- (10) 指定枚数を処理後、指定間隔をあけて処理が再開される機能を有していること。
- (11) スリッターを 1 個装備し、A4 サイズ全面圧着時に余白をカットし、専用のゴミ箱に余白が
- (12) 収納されること。
- (13) なお、余白は用紙の上側・下側どちらについてもスリッター位置の変更で対応できること。
- (14) コンベアスタッカーにより機械を停止させることなく、成果物を取り出す事ができること。
- (15) スタッカーに排出時、プリンターなどによる用紙カールを補正する機能を有していること。
- (16) 手差し処理機能を有し、用紙挿入で手差しモードに自動設定ができること。
- (17) 裁断したマージンを収納する専用のゴミ箱を付けること。
- (18) 液晶パネルは漢字・ひらがな表記に対応し、トラブル時はトラブル箇所のイラストと、対処方法が表示されること。
- (19) 静穏性に優れた製品で、サイレントモード等の通常より静かな動作モードも可能であること。

- (20) 機械寸法(使用時)は W1,600×D1,200×H1,000mm 以下であること。
- (21) 使用しない時はスタッカー等を収納する事ができ、収納時は W1,000×D1,050×H1,000mm 以下であること。
- (22) 電源は AC100V(50/60Hz)10A 以下であること。
- (23) 「A4 圧着はがき 横 1 枚 Z 折り」に対応していること

5. 保守条件は以下のとおりとする。

- (1) 機器設置後、5 年間は保守対応すること。
- (2) 保守費用には出向料・技術料・交換部品代を含むこと。
- (3) 保守または修繕体制が確立されており障害発生時には迅速に対応できること。
- (4) 各消耗品等があれば、点検保守時などに都度回収すること。
- (5) 保守に必要な部品及び定期交換部品を提供すること。
- (6) 年1回以上の定期点検保守及び本市が指定する繁忙期等の前に、装置の動作テスト、清掃、部品の予防交換対応をすること。
- (7) 保守受付時間は、9 時～17 時 30 分とする。(ただし、土日祝日及び年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)を除く。)本市からの午前中の連絡に対しては当日、午後の連絡に対しては翌日午前中までに本市の指示する場所へ保守員を派遣すること。
- (8) 甲の保守要請が前項の保守作業時間帯外に行われた場合は、保守作業は原則として翌日の保守時間帯に行うものとする。ただし、甲及び丙が事故の重要度、緊急度が高いと判断した場合は、保守作業時間帯外であっても、丙は速やかに技術員を派遣し、保守を行うものとする。
- (9) 前項の保守作業時間帯外の保守料金については、甲乙丙協議のうえ定める。
- (10) 保守の実施に際し、甲は丙に必要な範囲において甲の施設、機器装置等の使用を認めるものとする。

6. 保守業務の範囲は以下のとおりとする。

- (1) 装置機器に関する電話及び文書による問い合わせに対する助言
- (2) ハード障害及び操作上の誤りなどによるハードトラブル時の原因調査と復旧作業支援
- (3) 障害により機器装置等が正常に動作しないときの切り分け及び保守
- (4) 保守業務に関する機器装置等の搬入及び現地調整

7. 設置・導入条件

- (1) 指定された場所に機器を設置し、必要な部品・消耗品の取り付けを行うこと。
- (2) 機器設置・導入作業後の動作確認及びテストを同日に行うこと。
- (3) 現行機器に入力されている設定内容を新機器に引継ぐこと。

8. 配送・搬入・撤去条件

- (1) 機器を各納入場所まで配送・搬入し、開梱を行うこと。
- (2) 開梱廃材は、即日引取り処分を行うこと。

- (3) 搬入及び撤去時に必要な機材・物品の準備、公的な届出等は乙又は丙において行うこと。
- (4) 必要に応じて、搬入及び撤去経路の養生を行い、建物設備に損傷を与えないよう留意すること。
- (5) 搬入及び撤去にクレーン等を使用する必要がある場合については、搬入作業は土日に行うこと。

9. 物件の返還

甲は、物件を返還するときは、設置完了時の状態に原状回復して乙又は丙に引き渡すものとする。また、物件返還後の撤去については、必要な運送料及びその他諸経費等は契約金額に含まれるものとし、乙又は丙において必要な作業を行うこと。

10. 参考情報

現行機種:デュプロ社製 PS-500